

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和3年文部科学省告示第17号）第6条第1項第1号の規定に基づき、大学等連携推進法人として認定した次の一般社団法人について、その代表理事の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同規程第5条第1項の規定に基づき公示する。

令和4年5月12日

文部科学大臣 末松 信介

一般社団法人名	代表理事の氏名		(参考) 大学等連携推進業務 の区分	変更年月日
	変更後	変更前		
四国地域大学 ネットワーク機構	佐古 秀一	山下 一夫	連携開設科目 その他	令和4年4月1日